3　内容の取扱い

(1) 内容の「A体つくり運動」については，２学年間にわたって指導するものとする。また，(1)のイについては，体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点を置いて指導するものとする。その際，音楽に合わせて運動をするなどの工夫を図ること。

(2) 内容の「A体つくり運動」の(1)のアと「G保健」の(1)のアの(ｳ)については，相互の関連を図って指導するものとする。

(3) 内容の「C陸上運動」については，児童の実態に応じて，投の運動を加えて指導することができる。

(4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては，水中からのスタートを指導するものとする。また，学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

(5) 内容の「Eボール運動」の(1)については，アはバスケットボール及びサッカーを，イはソフトバレーボールを，ウはソフトボールを主として取り扱うものとするが，これらに替えてハンドボール，タグラグビー，フラッグフットボールなどア，イ及びウの型に応じたその他のボール運動を指導することもできるものとする。なお，学校の実態に応じてウは取り扱わないことができる。

(6) 内容の「F表現運動」の(1)については，学校や地域の実態に応じてリズムダンスを加えて指導することができる。

(7) 内容の「G保健」については，(1)及び(2)を第５学年，(3)を第６学年で指導するものとする。また，けがや病気からの回復についても触れるものとする。

(8) 内容の「G保健」の(3)のアの(ｴ)の薬物については，有機溶剤の心身への影響を中心に取り扱うものとする。また，覚醒剤等についても触れるものとする。

(9) 各領域の各内容については，運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い



1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせ，運動や健康についての自己の課題を見付け，その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

(2) 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。

(3) 第２の第３学年及び第４学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は，２学年間で８単位時間程度，また，第２の第５学年及び第６学年の内容の「G保健」に配当する授業時数は，２学年間で16単位時間程度とすること。

(4) 第２の第３学年及び第４学年の内容の「G保健」並びに第５学年及び第６学年の内容の「G保健」（以下「保健」という。）については，効果的な学習が行われるよう適切な時期に，ある程度まとまった時間を配当すること。

(5) 低学年においては，第１章総則の第２の４の(1)を踏まえ，他教科等との関連を積極的に図り，指導の効果を高めるようにするとともに，幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に，小学校入学当初においては，生活科を中心とした合科的・関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(6) 障害のある児童などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

(7) 第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

2　第２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 学校や地域の実態を考慮するとともに，個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を